

企画提案書作成要領

静岡市経済局海洋文化都市推進部B X推進課が委託する『令和6年度 経海B委第8号 清水港貝島地区土地利活用手法調査業務（公募型プロポーザル方式）』に係る契約候補者特定のための企画提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この作成要領によるものとする。

- 1 委託業務名 令和6年度 経海B委第8号
清水港貝島地区土地利活用手法調査業務

- 2 実施主体 静岡市

- 3 業務の目的

本市では、清水港等の特質的な地域資源を生かし、海洋文化、ライフスタイル自体の変容・変革を促すみなとまちづくり（国際海洋文化都市）を目指し、「B X（ブルートランスフォーメーション）の推進」を掲げている。

こうした中、清水港貝島地区では、静岡県が清水港港湾計画（令和3年3月）に基づき、海洋研究・開発拠点化に向け、埋立事業や岸壁整備を進めており、令和10年度を目途に第1期埋立竣工エリア（約7.8ha）などの利用が可能となる予定である。

一方、本市においても令和6年7月に「駿河湾・海洋D X先端拠点化計画（B X推進事業）」が内閣府の地方大学・地域産業創生交付金の対象事業として採択されたことから、今後は静岡県と連携し、海洋研究・技術開発の拠点化を推進していく予定である。

そこで、本業務においては、当地区に係る上位・関連計画、周辺施設の関連データや中部電力(株)所有地の土壌汚染等の状況を調査するなど、現況や法規制等の与条件を整理し、今後の土地利活用に必要な基盤整備手法の検討、整備にかかる概算費用の算出などを実施し、貝島地区ビジョンとして取りまとめることを目的とする。

- 4 業務内容等

(1)業務実施期間 契約締結日より令和7年3月24日（月）まで

(2)契約上限額 20,000,000 円（消費税及び地方消費税込）

※提案内容に関わらず、この上限価格を越える提案は受け付けない。また、見積書の作成は税抜き価格で行い、別途、消費税額、委託金額を併記すること。消費税及び地方消費税の税率は、10%とする。

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

(3)業務内容

- ア 与条件の整理
- イ 土壌汚染対策の検討
- ウ 土地利用需要の予測
- エ 需要等を踏まえた土地利活用の方向性案の設定
- オ 実現手法の検討
- カ 貝島地区ビジョン（案）の取りまとめ

※詳細な業務内容については、別紙業務概要書を参照すること。

(4)成果品

成果品は次のとおりとし、その帰属は全て委託者のものとする。

- ① 報告書・概要版 各 3 部
- ② 成果品の電子データ 1 式
- ③ その他発注者が必要と判断した資料

5 参加表明書及び企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足している単体企業又は設計共同体であること。設計共同体の場合、(1) (6) (7) (8) (9)については構成員すべてが、(2) (3) (4) (5)については設計共同体として要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市における建設関連業務委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」および「港湾及び空港部門」の登録を受けていること。
- (4) 以下に示す、同種業務について、過去 5 年以内に完了した実績を有すること。
 - ・ 同種業務：臨港地区内の土地利用計画やそれに類するものの策定業務
- (5) 以下に示す、アを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。また、以下に示す、イを満たす担当技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。また、管理技術者は担当技術者を兼ねることができるが、この場合、「予定技術者の技術力と実施体制」の評価は、管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

- ア技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は建設部門「港湾及び空港」）の資格を有する者
イ土壤汚染調査技術管理者（環境大臣が交付する技術管理者証の交付を受けた者）の資格を有する者
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成 31 年 4 月 1 日）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (8) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。
- (9) 参加表明書の提出期限までに上記条件にかかる資格登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

6 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、企画提案書及び本業務に係る企画提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約上限額を超えていないことを確認するために提出を求めるもので、審査の対象としないが、評価が最も高い者が 2 者以上存在した場合においては、見積参加者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、見積参加者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和 6 年 10 月 17 日（木）午前 8 時 30 分から令和 6 年 10 月 28 日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の正午までの間（郵送の場合は 10 月 28 日（月）正午**必着**）

(2) 提出先

〒424-8701 静岡市清水区旭町 6 番 8 号
静岡市経済局海洋文化都市推進部 B X 推進課 総務・企画係
TEL：054-354-2343

E-mail : bx-suishin@city.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参または郵送にて提出すること。

(4) 提出資料

ア参加表明書（様式1）

イ設計共同体協定書（様式2－1）

ウ会社概要（資本金・売上高・業務内容・従業員の数・過去3年の主な業務経歴等）

エ企画提案書（様式3）（別紙業務概要書を参照して作成して下さい。）

下記事項について、別添記入様式に従い、簡潔にまとめ、提出すること。

・業務実施体制（様式4）【A4片面】

※配置予定の技術者のみを記載すること。

・業務実施方針、着眼点・取り組み姿勢、調査の企画設計（様式5）
【A4片面3枚以内】

・工程表（様式6）【A4片面1枚】

※様式4、5、6については、社名等を特定できないように記載してください。

オ見積書（税込、内訳明細書添付、代表者印押印）

カ企業の同種業務実績一覧（様式は問わない）

※参加に必要な要件を満たしていることが確認できるものを添付すること。（テクリス、契約書写し等）

(5) 企画提案書は、別添記入様式に従い8部提出すること。ただし、様式1、様式2－1、様式3、会社概要、見積書、企業の同種業務一覧は1部でよい。

7 内容等についての質問及び回答

(1) 質問の受け付けは、令和6年10月23日（水）17時（必着）までとする。

(2) 質問は、持参、郵送、電子メールいずれの方法でも可とする。但し、電子メールで送信する場合はその旨を電話で連絡すること。

(3) 質問文書には、回答を受ける方の会社名、氏名、メールアドレス、電話番号を併記すること。

(4) 質問に対する回答は、質問者に対して、電子メールにより行うほか、BX推進課窓口への掲出及びホームページに公開する。

8 ヒアリングについて

企画提案書提出後、必要に応じて、内容確認のためのヒアリングを実施する。

9 見積参加者の特定及び決定

(1) 企画提案審査会において、提出された企画提案書を審査及び評価し、最も評

価の高い者を見積参加予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加予定者を特定する。その後、評価結果を静岡市商工部委託業者等選定部会に諮り見積参加者を決定する。

(2) 企画提案審査会の審査結果については通知する。(令和6年 11月上旬を予定)

10 失格条件

次のいずれかに該当する者が提出した提案書を特定しないものとする。

- ①虚偽の内容が記載された提案書を提出した者
- ②提案書を指定された方法以外の方法で提出した者
- ③提出期限内に提案書を提出しなかった者
- ④指定された様式及び企画提案書作成要領に適合しない提案書を提出した者
- ⑤指定された機会以外の機会に、審査委員会の委員に対し、提案書の特定に関し直接又は間接を問わず連絡を取ろうとした者
- ⑥業務上限金額を越える見積金額を提示した者

11 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、別途契約書を作成する。

(2) 契約保証金

免除する。

12 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに委託者に報告すること。委託者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び委託者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

13 その他

(1) 提出書類は返却しないものとする。

(2) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、

原則として変更できない。病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (3) 本業務について、再委託は原則認めない。但し、特別な理由があり、委託者がこれを認める場合はこの限りではない。

※企画提案の段階で、学識経験者や法人等の社外協力者の業務への関与が想定される場合には、その旨を業務実施体制（様式4）に記載すること。

- (4) 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成する場合がある。契約候補者との協議が整わず契約に至らなかった場合は、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

- (5) 企画提案書等の作成、ヒアリング等に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

- (6) 委託契約及び業務の進め方については、採用となった事業者と別途協議する。

- (7) 参考資料について

企画提案書の作成にあたっては、以下の資料を参考にする。

- ① 静岡市総合計画

http://www.city.shizuoka.jp/750_000004.html

- ② 清水みなとまちづくりグランドデザイン

http://shimizuportcity.jp/grand_design/

※資料は、静岡市役所 清水庁舎 5階 B X推進課にて閲覧可能とする。（データの貸与可）

資料の閲覧、貸与を希望する場合は事前に電話連絡すること。

（静岡市役所 清水庁舎 5階 B X推進課 TEL：054-354-2343）

- (8) 企画提案書提出者がいない場合には、見積参加者の特定を行わないこととし、改めて委託業者を選定するものとする。

- (9) 審査結果については、情報公開請求することができるものとする。